

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : ①パシフィックコンサルタンツ株式会社
②株式会社ジイケイ設計
業者の住所 : ①東京都千代田区神田錦町3-22
②東京都豊島区高田3-37-10
- 2 指名停止の期間 : (当初) 令和4年2月28日～令和4年4月27日(2か月)
(変更後) 令和4年2月28日～令和4年5月27日(3か月)
- 3 指名停止の措置対象地区 : 北陸地区

4 事実概要

当該業者のそれぞれの社員は、富山県富山市が発注した「呉羽丘陵フットパス橋梁」の設計業務委託の契約に関し、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和4年1月24日、公契約関係競売入札妨害の疑いで富山県警に逮捕された。

その後、両社員は、同市が発注した「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場整備基本計画策定等業務委託」の契約に関しても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和4年2月14日、公契約関係競売入札妨害の疑いで再逮捕された。

また、上記有資格業者②の元取締役は、令和4年2月14日に書類送検され、令和4年3月8日、両社員とともに公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第8号に該当することから、指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)第3条第5項を適用し、指名停止措置期間を変更するものである。

参考

○「工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」第3条(抜粋)

(指名停止の期間の特例)

- 5 理事長は、指名停止の期間中の資格確認者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4条に定める期間等の範囲内で指名停止の期間等を変更することができる。(略)

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～7 省略	省略
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 他の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においては発生地区に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から発生地区を対象として2か月以上12か月以内 発生外地区を対象として1か月以上12か月以内
9～16 省略	

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)